

要 請 署 名

労働基本権保障の法理をふまえ、
一審判決の誤りを糾す公正な判断を示してください

令和3年（う）第121号 威力業務妨害被告事件（大阪スト2次事件）
大阪高等裁判所第4刑事部御中

令和3年（う）第401号 威力業務妨害被告事件（大阪スト1次事件）
大阪高等裁判所第2刑事部御中

令和3年（う）第108号 強要未遂被告事件（加茂生コン第1事件）
大阪高等裁判所第6刑事部御中

御庁係属中の上記3つの事件は、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の組合員がおこなった正当な組合活動に対し、大阪地裁および京都地裁が威力業務妨害や強要未遂に当たるとして出した一審有罪判決を不服として控訴したものです。

大阪スト1次および2次事件の一審判決は、組合員不在の企業は使用者ではないとの形式論理によって、組合活動を正当性判断の俎上にすらのせないという粗暴な論理にもとづくものです。このような産業別労働組合に対する無知・無理解による誤った判断は、産業別労働組合の実質的な否定、さらには産業別労働組合の団体行動権保障に対する否定という点で、憲法28条違反といわざるをえません。

また、加茂生コン第1事件の一審判決は、使用者の強固な不当労働行為に対する組合の抗議行動を、労使関係における組合の行為にとらえず、一般の市民社会における市民同士の出来事のようにとらえて強要未遂と判断したものです。使用者側の反組合的行為を免罪する誤りを犯したものであるというほかありません。

一審判決は、関生支部のみならず、すべての労働者・労働組合の労働基本権に対する重大な挑戦といわざるをえません。御庁におかれては、労働基本権保障の法理にもとづき、このような一審判決の誤りを糾し、公正な判断を示すよう要請します。

以上

お名前	ご連絡先